

景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称並びに代表者の氏名及び代表者印〕

景観法第22条第1項又は第31条第1項の規定により、現状変更の許可を次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号	
景観重要建造物の名称又は 景観重要樹木の樹種		
景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地	和歌山市	
景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者	住 所	
	氏 名	
行為の種類	建造物	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	樹 木	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植
設計又は施行方法 （現状変更の内容）		
現状変更を必要とする理由		
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日

注意事項

- 1 申請書は、正副2通提出してください。
- 2 この申請書とともに必要な図書を添付してください。
- 3 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

(添付書類)

1 景観重要建造物

- (1) 当該行為の設計仕様書及び設計図
- (2) 当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面（縮尺2, 500分の1以上）
- (3) 当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
- (4) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書  
⇒景観法施行規則第9条第2項規定

2 景観重要樹木

- (1) 当該行為の施行方法を明らかにする図面
- (2) 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状況を示す図面（縮尺2, 500分の1以上）
- (3) 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
- (4) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書  
⇒景観法施行規則第14条第2項規定